

市川市の地域生活支援拠点等のしおり

(令和5年12月)



市川市

-目次-

1. このしおりで用いる略語	1
2. 地域生活支援拠点等とは	3
3. 市川市における地域生活支援拠点等の整備（面的な体制の整備）	7
4. 市川市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となるための手続	8
5. 運営規程への記載の仕方	9
6. 地域生活支援拠点等に係る加算等の算定のための手続	12
7. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 居宅介護 に係るもの）	14
8. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 重度訪問介護 に係るもの）	16
9. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 同行援護 に係るもの）	18
10. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 行動援護 に係るもの）	20
11. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 生活介護 に係るもの）	22
12. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 短期入所 に係るもの）	24
13. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 重度障害者等包括支援 に係るもの）	26
14. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 自立訓練（機能訓練） に係るもの）	28
15. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 自立訓練（生活訓練） に係るもの）	30
16. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 就労移行支援 に係るもの）	32
17. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 就労継続支援 A 型 に係るもの）	34
18. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 就労継続支援 B 型 に係るもの）	36
19. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 自立生活援助 に係るもの）	38
20. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 地域移行支援 に係るもの）	40
21. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 地域定着支援 に係るもの）	43
22. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 地域生活支援拠点等相談強化加算 （計画相談支援、 障害児相談支援））	45
23. 地域生活支援拠点等に係る加算等（ 地域体制強化共同支援加算 （計画相談支援、障害 児相談支援））	49
24. 様式	52

1. このしおりで用いる略語

<障害福祉サービス関係>

略語	名称
サービス報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8477&dataType=0&pageNo=1
施設基準告示	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 551 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8504&dataType=0&pageNo=1

<地域相談支援関係>

略語	名称
地域相談報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2682&dataType=0&pageNo=1
地域相談別告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 114 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010890&dataType=0&pageNo=1

<計画相談支援関係>

略語	名称
計画相談報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2683&dataType=0&pageNo=1
計画相談別告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 180 号） https://www.mhlw.go.jp/content/000762420.pdf （387 ページから 395 ページまでを参照）

<通知>

略語	名称
留意事項 通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） https://www.mhlw.go.jp/content/000789561.pdf

2. 地域生活支援拠点等とは

2-1. 地域生活支援拠点等とは

○令和 4 年 12 月 16 日に障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）が改正され、地域生活支援拠点等が法律に規定されました（それまでは法律には規定がなく、厚生労働省の告示や通知において地域生活支援拠点等のことが示されているだけでした）（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

（※ 以下、この「2.」で用いる「法」とは、令和 6 年 4 月 1 日施行の改正後の障害者総合支援法を指します。）

○地域生活支援拠点等とは、

・ **法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために必要な機能を有する拠点**

又は

・ **複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制**

をいいます（法第 77 条第 4 項）。

○この前者を「**地域生活支援拠点**」、後者を「**面的な体制**」といい、前者を整備する手法を「**多機能拠点整備型**」、後者を整備する手法を「**面的整備型**」といいます。

（「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」（平成 27 年 4 月 30 日障障発 0430 第 1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）1 より。）

	類型	内容	整備手法
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点	法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために必要な機能を有する 拠点	多機能拠点整備型
	面的な体制	複数の関係機関が相互の有機的な連携の下で法第 77 条第 3 項各号の事業を実施する 体制	面的整備型

○市町村は、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等を整備するものとする、と規定されています（法第 77 条第 4 項）。

2-2. 地域生活支援拠点等において行う事業（市町村地域生活支援事業）

○障害者総合支援法第 77 条には、市町村の地域生活支援事業が規定されています（都道府県の地域生活支援事業は第 78 条に規定）。

- 令和 4 年 12 月 16 日に障害者総合支援法が改正されるまでは、市町村の地域生活支援事業は、いわゆる必須事業（「行うものとする」とされている事業）と任意事業（「行うことができる」とされている事業）の 2 種類のみでしたが、法律の改正により、新たに努力義務事業（「行うよう努めるものとする」とされる事業）が規定されました。この努力義務事業として新たに規定された部分が、市町村が地域生活支援拠点等を整備した上で行うものとされている事業になります。

2-2-1. 必須事業（「行うものとする」とされている事業）

○法第 77 条第 1 項

市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の主務省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

2-2-2. 努力義務事業（「行うよう努めるものとする」とされている事業）（令和6年4月1

日施行）

○法第77条第3項

市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、**地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等**（以下この項において「**地域生活障害者等**」という。）につき、**地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。**

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの**相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第1項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「**関係機関**」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける**宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業****
- 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業**
- 三 前2号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する**人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業**

○法第77条第4項

市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、**地域生活支援拠点等**（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

2-2-3. 任意事業（「行うことができる」とされている事業）

○法第77条第5項

市町村は、第一項各号及び第三項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

2-3. 法第77条第3項各号の事業を実施するために必要な機能（地域生活支援拠点等に必要とされる機能）

- 「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」（平成27年4月30日障障発0430第1厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）2の(1)に、次のと

おり、5つの「地域生活支援拠点等に必要とされる機能」が記載されています。

法第77条第4項には、法第77条第3項各号の事業を実施するために地域生活支援拠点等を整備するものとする規定されていますが、法第77条第3項各号の事業を実施するために地域生活支援拠点等に必要とされる機能が、次の5つの機能となります。

	内容
① 相談機能	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応機能	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場の提供機能	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成機能	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり機能	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 市川市における地域生活支援拠点等の整備（面的な体制の整備）

○市川市では、地域生活支援拠点等の整備に関しては、市川市自立支援協議会における議論を経て、**面的整備型**の手法を採ることになりました。

その結果、令和2年11月より、「**地域生活支援拠点等コーディネーター**」を身体・知的・精神の障がい別に配置し、また、同年度より「**市川市障害者等緊急時受入施設入所支援事業補助金**」を創設しています。

○**面的な体制の整備には、地域の事業所等の協力や地域生活支援拠点等の趣旨の理解、事業所等同士の有機的な連携が欠かせません。**

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）については、次項を参照して、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに市川市に届け出てください。

4. 市川市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となるための手続

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）については、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに市川市に届け出てください。

（届出は事業所単位で行ってください。）

4-1. 必要書類

- ① 市川市地域生活支援拠点等届出書（→「24. 様式」参照）
- ② 担う機能を規定した運営規程案

※ 既に届け出た内容に変更がある場合は「市川市地域生活支援拠点等変更届出書」を、既に届け出た事業所が地域生活支援拠点等の機能を担わなくなる場合は「市川市地域生活支援拠点等廃止届出書」を提出してください（様式は「24. 様式」参照）。

4-2. 届出先

市川市障がい者支援課管理グループ

4-3. 届出後

- 届出を受けた市は、当該事業所を市川市の地域生活支援拠点等として位置付けたときは、申請者に対しその旨を通知するとともに、市川市地域生活支援拠点等一覧表に当該事業所の情報を登録し、市公式 Web サイトに掲載します。また、申請者は、通知を受けたときは、運営規程を定めてください（運営規程案から運営規程に変更してください）。

4-4. 運営規程の記載例

- 運営規程の記載例は、次項をご覧ください。

5. 運営規程への記載の仕方

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）については、運営規程に担う機能を規定し、運営規程案とともに市川市に届け出ていただくこととなりますが、運営規程への記載の仕方については、下記を参考にしてください（複数の機能を担う場合は、複数規定してください）。

※ なお、市川市では、地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、令和2年11月から、業務委託により、身体・知的・精神の3障がい別に**地域生活支援拠点等コーディネーター**を配置しています。

市川市における面的な体制の一翼を担っていただける事業所（市川市の地域生活支援拠点等の機能を担っていただける事業所）は、この地域生活支援拠点等コーディネーターが行う支援に可能な限り協力してください。

(注意) 次の「5-1.」から「5-6.」中の下線部については、令和6年4月1日以降に運営規程を作成又は変更する際には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として」としてください。

5-1. 相談機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

<p>(地域生活支援拠点等としての機能)</p> <p>第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた「<u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針</u>」(平成29年厚生労働省告示第116号) <u>第二の三に規定する地域生活支援拠点等として</u>、次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談機能</p> <p>基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所とともに地域定着支援を活用して、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能</p>

※ 「常時の連絡体制の確保」については、計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定要件の一つである「24時間の連絡体制の

確保」と同様に考えます。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発第 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第四の 1 の(1)の③の(三)のアの(ウ)
「24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。」

5-2. 緊急時の受入れ・対応機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

（地域生活支援拠点等としての機能）

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入れ・対応機能

常時の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

5-3. 緊急時の対応機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

（地域生活支援拠点等としての機能）

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 緊急時の対応機能

介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に対応を行う機能

5-4. 体験の機会・場を提供する機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

（地域生活支援拠点等としての機能）

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 体験の機会・場の提供機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

5-5. 専門的人材の確保・養成の機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号) 第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 専門的人材の確保・養成機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

5-6. 地域の体制づくりの機能を担う場合

○運営規程への記載例は、次のとおりです。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、市川市より位置付けられた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号) 第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 地域の体制づくり機能

基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

6. 地域生活支援拠点等に係る加算等の算定のための手続

障害福祉サービス等報酬の中には、事業所の運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、指定を受けた行政庁（都道府県知事又は市町村長）に届け出た上で、必要な支援を行うことで算定ができる加算等があります。

指定を受けた行政庁に届け出るまでの手続は、次のとおりです。

6-1. 運営規程に機能を記載する

- 「5. 運営規程への記載の仕方」を参考にして、運営規程に必要な記載をしてください。

※ 運営規程に記載する地域生活支援拠点等の機能は、基本的にそれぞれの加算等の算定要件に見合った機能としてください。詳しくは、「7.」以降をご覧ください。

<例>

- 生活介護に係る「障害福祉サービスの体験利用支援加算」の更に 50 単位の加算の算定のための手続の場合
→基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨を記載する。
- 計画相談支援に係る「地域生活支援拠点等相談強化加算」の算定のための手続の場合
→基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」と「緊急時の対応機能」を担う旨を記載する。

6-2. 市川市に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出る

- 「4. 市川市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となるための手続」を参考に、市川市に届出をしてください。

6-3. 市川市から「市川市地域生活支援拠点等登録通知書」が交付される

6-4. 事業者としての指定を受けた行政庁に届け出る

- 届出の際は、市川市地域生活支援拠点等登録通知書を添付してください。
- 「指定を受けた行政庁」は、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業については千葉県知事、特定相談支援事業、障害児相談支援事業については市川市長となります。

○なお、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の場合は、「6-2.」の手續と「6-4.」の手續を行う先が同じ（どちらも市川市長）ですので、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の場合（つまり、地域生活支援拠点等相談強化加算又は地域体制強化共同支援加算を算定しようとする場合）は、「6-4.」の手續は行う必要はありません。

※ 提出期限

届出が毎月 15 日以前になされた場合は、翌月サービス提供分から算定を開始できます。
届出が毎月 16 日以降になされた場合は、翌々月サービス提供分から算定を開始できます。

（留意事項通知第一の 1(4)、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の 1(4)）。

7. 地域生活支援拠点等に係る加算等（居宅介護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち居宅介護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

7-1. サービス報酬告示

別表

第1 居宅介護

1 居宅介護サービス費

(中略)

注 14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 注14の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。

7-2. 施設基準告示

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第31条（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する**運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。**

7-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

⑰ 緊急時対応加算の取扱いについて

(五) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、一回につき定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。

7-4. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

(地域生活支援拠点等・運営規程)

問 2 短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・自立生活援助・地域定着支援に限る。以下、同じ。)が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、運営規程において市町村により地域生活拠点等として位置付けられていることを定めていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(地域生活支援拠点等・加算の対象者)

問 3 短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、A 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所を、B 市町村に居住する者が利用する場合についても算定は可能か。

(答)

算定することが可能である。

7-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

8. 地域生活支援拠点等に係る加算等（重度訪問介護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち重度訪問介護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

8-1. サービス報酬告示

別表

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

(中略)

注 11 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき 100 単位を加算する。

12 注 11 の加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

8-2. 施設基準告示

二 介護給付費等単位数表第 2 の 1 の注 12 の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第 43 条第 1 項、第 43 条の 4 及び第 48 条第 2 項において準用する指定障害福祉サービス基準第 31 条に規定する**運営規程において**、当該指定重度訪問介護事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

8-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(2) 重度訪問介護サービス費

⑩ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第 2 の注 11 の緊急時対応加算については、2 の(1)の⑩の規定を準

用する。

(※ 「2の(1)の⑰の規定」→15 ページ参照。)

8-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日事務連絡)

→15 ページの問2、問3 参照。

8-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

9. 地域生活支援拠点等に係る加算等（同行援護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち同行援護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

9-1. サービス報酬告示

別表

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

(中略)

注9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

10 注9の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。

9-2. 施設基準告示

三 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第31条に規定する**運営規程において**、当該指定同行援護事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること**。

9-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(3) 同行援護サービス費

⑪ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第3の注9の緊急時対応加算については、2の(1)の⑩の規定を準用する。

(※ 「2の(1)の⑩の規定」→15ページ参照。)

9-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

→15ページの問2、問3参照。

9-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

10. 地域生活支援拠点等に係る加算等（行動援護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち行動援護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

10-1. サービス報酬告示

別表

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

(中略)

注8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

9 注8の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。

10-2. 施設基準告示

四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第31条に規定する**運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

10-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(4) 行動援護サービス費

⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて

報酬告示第4の注8の緊急時対応加算については、2の(1)の⑩の規定を準用する。

(※ 「2の(1)の⑩の規定」→15ページ参照。)

10-4. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

→15 ページの問 2、問 3 参照。

10-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

11. 地域生活支援拠点等に係る加算等（生活介護に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち生活介護に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

11-1. サービス報酬告示

別表

第6 生活介護

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

(中略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。

11-2. 施設基準告示

六 指定生活介護等の施設基準

チ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第41条に規定する**運営規程**において、当該指定障害者支援施設等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

11-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(6) 生活介護サービス費

⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

(二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、一日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。

11-4. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日事務連絡)

→47ページの問13参照。

11-5. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日事務連絡)

→15ページの問3参照。

11-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

12. 地域生活支援拠点等に係る加算等（短期入所に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち短期入所に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

12-1. サービス報酬告示

別表

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

（中略）

注15の5 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に**100単位**を加算する。

12-2. 施設基準告示

七 指定短期入所等の施設基準

二 介護給付費等単位数表第7の1の注15の5の加算を算定すべき指定短期入所事業所等（同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

指定障害福祉サービス基準第123条（指定障害福祉サービス基準第125条の4において準用する場合を含む。）に規定する**運営規程において**、当該指定短期入所事業所等が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

12-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(7) 短期入所サービス費

⑨ 地域生活支援拠点等である場合の加算について

(二) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、一日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。

12-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

→15ページの問2、問3参照。

12-5. 運営規程への記載

この加算は、運営規程において当該事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定め、都道府県知事に届け出た上で、当該事業所において利用者に対し指定短期入所等を行うことで算定できるものです。

運営規程には、主に「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしていただくことが想定されますが、これに限らず、当該事業所において担う機能を記載してください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

12-6. その他（緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算について）

緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算については、運営規程において当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていなくても算定が可能です。

13. 地域生活支援拠点等に係る加算等(重度障害者等包括支援に係るもの)

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち重度障害者等包括支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

13-1. サービス報酬告示

別表

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

(中略)

注3 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画(指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。)の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に**50単位**を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3の2 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。

7 口が算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に**100単位**を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。

13-2. 施設基準告示

八 指定重度障害者等包括支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第135条に規定する**運営規程において**、当該指定重度障害者等包括支援事業所が**市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

13-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

2 介護給付費

(8) 重度障害者等包括支援サービス費

④ 地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて

(一) 報酬告示第8の注3の1の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑩の(五)の規定を準用する。

(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（自立生活援助に限る。）を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑦の(六)の規定を準用する。

(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（短期入所に限る。）を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。

(※ 「2の(1)の⑩の(五)の規定」→15ページ参照。)

(※ 「3の(7)の⑦の(六)の規定」→38ページ参照。)

(※ 「2の(7)の⑨の規定」→24ページ参照。)

13-4. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和3年3月31日事務連絡）

→15ページの問2、問3参照。

13-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の受入れ・対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

14. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立訓練（機能訓練）に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち自立訓練（機能訓練）に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

14-1. サービス報酬告示

別表

第 10 自立訓練（機能訓練）

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

（中略）

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

14-2. 施設基準告示

十 指定自立訓練（機能訓練）等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号子の規定を準用する。

(※ 「第六号子の規定」→22 ページ参照。)

14-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(1) 機能訓練サービス費

⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 10 の 8 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑩の規定」→23 ページ参照。)

14-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

→47 ページの間 13 参照。

14-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

→15 ページの間 3 参照。

14-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

15. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立訓練（生活訓練）に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち自立訓練（生活訓練）に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

15-1. サービス報酬告示

別表

第 11 自立訓練（生活訓練）

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

（中略）

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

15-2. 施設基準告示

十一 指定自立訓練（生活訓練）等の施設基準

ハ 介護給付費等単位数表第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準 **第六号チの規定を準用する。**

（※ 「第六号チの規定」→22 ページ参照。）

15-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(2) 生活訓練サービス費

㊦ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の㊦の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の㊦の規定」→23 ページ参照。)

15-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

→47 ページの間 13 参照。

15-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

→15 ページの間 3 参照。

15-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

16. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労移行支援に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち就労移行支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

16-1. サービス報酬告示

別表

第 12 就労移行支援

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

(中略)

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

16-2. 施設基準告示

十二 指定就労移行支援等の施設基準

八 介護給付費等単位数表第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準 **第六号子の規定を準用する。**

(※ 「第六号子の規定」→22 ページ参照。)

16-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(3) 就労移行支援サービス費

⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑭の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑭の規定」→23 ページ参照。)

16-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

→47 ページの間 13 参照。

16-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

→15 ページの間 3 参照。

16-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

17. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労継続支援 A 型に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち就労継続支援 A 型に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

17-1. サービス報酬告示

別表

第 13 就労継続支援 A 型

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

(中略)

注 1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 A 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

17-2. 施設基準告示

十三 指定就労継続支援 A 型等の施設基準

ロ 介護給付費等単位数表第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき指定就労継続支援 A 型を行う指定障害者支援施設の施設基準 **第六号子の規定を準用する。**

(※ 「第六号子の規定」→22 ページ参照。)

17-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(4) 就労継続支援 A 型サービス費

⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑯の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑯の規定」→23 ページ参照。)

17-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

→47 ページの間 13 参照。

17-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

→15 ページの間 3 参照。

17-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

18. 地域生活支援拠点等に係る加算等（就労継続支援 B 型に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち就労継続支援 B 型に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

18-1. サービス報酬告示

別表

第 14 就労継続支援 B 型

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

(中略)

注 1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 B 型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 イについては、体験的な利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

18-2. 施設基準告示

十四 指定就労継続支援 B 型等の施設基準

ホ 介護給付費等単位数表第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注 4 の加算を算定すべき指定就労継続支援 B 型を行う指定障害者支援施設等の施設基準 **第六号子の規定を準用する。**

(※ 「第六号子の規定」→22 ページ参照。)

18-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(5) 就労継続支援 B 型サービス費

⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。

(※ 「2 の(6)の⑩の規定」→23 ページ参照。)

18-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

→47 ページの間 13 参照。

18-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (令和 3 年 3 月 31 日事務連絡)

→15 ページの間 3 参照。

18-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

19. 地域生活支援拠点等に係る加算等（自立生活援助に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち自立生活援助に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

19-1. サービス報酬告示

別表

第 14 の 3 自立生活援助

6 緊急時支援加算

(中略)

注 1 イについては、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イの緊急時支援加算(I)が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に **50 単位**を加算する。

19-2. 施設基準告示

十五 介護給付費等単位数表第 14 の 3 の 6 の注 2 の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

19-3. 留意事項通知

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表に関する事項

3 訓練等給付費

(7) 自立生活援助サービス費

⑦ 緊急時支援加算の取扱いについて

(六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものとする。

19-4. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和 3 年 3 月 31 日事務連絡）

→15 ページの問 2、問 3 参照。

19-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

19-6. その他（市川市自立支援協議会への報告様式について）

地域生活支援拠点等に係る加算ではありませんが、「地域居住支援体制強化推進加算」の算定に必要な市川市自立支援協議会への報告様式については、「市川市地域居住支援体制強化推進加算記録書兼報告書」を使用してください。

（→「24. 様式」参照。）

20. 地域生活支援拠点等に係る加算等(地域移行支援に係るもの)

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち地域移行支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

20-1. 地域相談報酬告示

別表

第1 地域移行支援

4 障害福祉サービスの体験利用加算

(中略)

注1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を提供した場合(1の注2に定める場合を除く。注2において同じ。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。

5 体験宿泊加算

(中略)

注1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(指定基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下同じ。)を提供した場合(1の注2及び注2に定める場合を除く。)に、イ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(1の注2に定める場合を除く。)に、イ及びロを合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に

届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(Ⅰ)又はロの体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。

20-2. 地域相談別告示

四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

指定基準第27条に規定する**運営規程において**、当該指定地域移行支援事業所が**市町村により地域生活支援拠点等**(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第7号において同じ。)として位置付けられていることを定めていること。

五 算定告示別表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

第四号の規定を準用する。

20-3. 留意事項通知

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

1 指定地域移行支援

(7) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱いについて

③ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

(8) 体験宿泊加算の取扱いについて

⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

20-4. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日事務連絡)

→47ページの問13参照。

20-5. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日事務連絡)

→15ページの問3参照。

20-6. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「体験の機会・場の提供機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

20-7. その他（市川市自立支援協議会への報告様式について）

地域生活支援拠点等に係る加算ではありませんが、「地域居住支援体制強化推進加算」の算定に必要となる市川市自立支援協議会への報告様式については、「市川市地域居住支援体制強化推進加算記録書兼報告書」を使用してください。

(→「24. 様式」参照。)

21. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域定着支援に係るもの）

地域生活支援拠点等に係る加算等のうち地域定着支援に係るものの算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

21-1. 地域相談報酬告示

別表

第2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

(中略)

注2 口の(1)については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（指定基準第44条第2項に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、口の(1)の緊急時支援費(I)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に**50単位**を加算する。

21-2. 地域相談別告示

七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

指定基準第45条において準用する指定基準第27条に規定する**運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。**

21-3. 留意事項通知

第三 地域相談支援報酬告示に関する事項

2 指定地域定着支援

(2) 緊急時支援費の取扱いについて

⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。

21-4. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（令和 3 年 3 月 31 日事務連絡）

→15 ページの問 2、問 3 参照。

21-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

（→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。）

21-6. その他（市川市自立支援協議会への報告様式について）

地域生活支援拠点等に係る加算ではありませんが、「地域居住支援体制強化推進加算」の算定に必要となる市川市自立支援協議会への報告様式については、「市川市地域居住支援体制強化推進加算記録書兼報告書」を使用してください。

（→「24. 様式」参照。）

22. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談支援、障害児相談支援））

計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の「地域生活支援拠点等相談強化加算」の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

※ 以下では、計画相談支援に係る告示等を載せていますが、障害児相談支援においても規定は同様です。

22-1. 計画相談報酬告示

別表

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、**障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者**（以下この注において「要支援者」という。）が**指定短期入所**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）**を利用する場合において、指定短期入所事業者**（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいう。）**に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整**（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）**を行った場合には、当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算する**（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第 39 条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第 1 条第 12 号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）別表の第 2 の 1 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

22-2. 計画相談別告示

八 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

22-3. 留意事項通知

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表に関する事項

17 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な**相談機能として**、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

また、当該加算は、**他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。**ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、**当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。**

なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。

(3) 手続

当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

22-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1 (平成 30 年 3 月 30 日事務連絡)

(運営規程)

問 13 地域生活支援拠点等相談強化加算（計画相談）、体験利用支援加算（地域移行）、体験利用加算（各日中活動サービス）、体験宿泊支援加算（施設入所）、地域体制強化共同支援加算（計画相談）については、運営規程に地域生活拠点等に位置付けられていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

(答)

地域生活支援拠点等は、市町村又は障害保健福祉圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）①)

問 14 「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した

等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算）②)

問 15 拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算（地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算）の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。

ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(相談機能（地域生活支援拠点等相談強化加算③）、地域の体制づくり機能（地域体制強化共同支援加算）①)

問 16 市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

22-5. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「相談機能」、「緊急時の対応機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

23. 地域生活支援拠点等に係る加算等（地域体制強化共同支援加算（計画相談支援、障害児相談支援））

計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の「地域体制強化共同支援加算」の算定要件と運営規程への記載の仕方は、次のとおりです。

※ 以下では、計画相談支援に係る告示等を載せていますが、障害児相談支援においても規定は同様です。

23-1. 計画相談報酬告示

別表

17 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、**計画相談支援対象障害者等の同意を得て**、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか**3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会**（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、**文書**により当該説明及び指導の内容等を**報告**した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、**当該計画相談支援対象障害者等 1人につき 1月に 1回を限度として所定単位数を加算する。**

23-2. 計画相談別告示

八 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

23-3. 留意事項通知

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表に関する事項

18 地域体制強化共同支援加算

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な**地域の体制づくりの機能**として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用

を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、**支援が困難な**計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は**地域において生活する上で必要となる**説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、**地域課題を整理し**、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。

なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う**指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいもの**であること。

なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。

(3) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

23-4. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（平成 30 年 3 月 30 日事務連絡）

問 13、15、16 →47 ページ参照。

（地域の体制づくり機能（地域体制強化共同支援加算））

問 20 「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

（答）

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）を含む。

23-5. 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.2（令和 3 年 4 月 8 日事務連絡）

（加算共通②）

問 28 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

(答)

各加算(体制を評価するものを除く)の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算(会議参加)を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見(考察)等を記録することが必要である。

加算名	記録に記載する事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算(会議開催、会議参加) 居宅介護事業所等連携加算(会議参加) サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算(会議参加)	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者(氏名、所属・職種) ・検討内容の概要※(例:支援の経過、支援上の課題、課題への対応策) ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。

23-6. 協議会への報告の様式

「市川市地域体制強化共同支援加算記録書兼報告書」を使用してください。

(→「24. 様式」参照。)

23-7. 運営規程への記載

基本的に、この加算の算定要件に合わせる趣旨から、「地域の体制づくり機能」を担う旨の記載をしてください。

(→「5. 運営規程への記載の仕方」参照。)

24. 様式

下記の様式については、別紙を参照してください。

○市川市地域生活支援拠点等届出書

○市川市地域生活支援拠点等変更届出書

○市川市地域生活支援拠点等廃止届出書

○市川市地域生活支援拠点等登録通知書

○市川市地域生活支援拠点等変更登録通知書

○市川市地域生活支援拠点等廃止通知書

○市川市地域居住支援体制強化推進加算記録書兼報告書

※ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る参考様式について（共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援関係）（令和3年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）を参考に市川市が作成した様式です。

○市川市地域体制強化共同支援加算記録書兼報告書

※ 地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について（平成30年3月30日障障発 0330 第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考に市川市が作成した様式です。

市川市地域生活支援拠点等届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

市川市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、次のとおり届け出ます。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先メールアドレス	
地域生活支援拠点等として担う機能 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> 相談機能 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応機能（裏面も記載） <input type="checkbox"/> 緊急時の対応機能 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の提供機能 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成機能 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくり機能

なお、上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更又は廃止の旨を届け出ます。

※ 添付書類

- ・ 運営規程案
- ・ 別紙（緊急時の受け入れ・対応機能を担う場合のみ）

<別紙>

緊急時に受入れ可能な障がいの種類

(※ 緊急時の受入れ・対応機能を担う場合)

※「者」=18歳以上、「児」=18歳未満

		受入可	受入不可	備考（受入れ条件など）
身体障がい	視覚	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	聴覚又は平衡機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	音声、言語又はそしゃく機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	肢体不自由	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	内部	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
知的障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
精神障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
発達障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
医療的ケアを必要とする方		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	

その他受入れ可能な障がい	種類		備考	
	種類		備考	
	種類		備考	

○当事業所への緊急時受入れ要請に関する備考・留意事項（自由記述）

市川市地域生活支援拠点等変更届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

市川市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出た内容について、次のとおり変更が生じたので、届け出ます。

	変更前	変更後
事業所名		
サービス種類		
事業所番号		
事業所（施設）の所在地		
連絡先電話番号		
連絡先 FAX 番号		
連絡先メールアドレス		
地域生活支援拠点等として担う機能 （複数選択可）		

なお、上記の内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更又は廃止の旨を届け出ます。

※ 添付書類

- ・ 運営規程案
- ・ 別紙（緊急時の受入れ・対応機能を担う場合のみ）

<別紙>

緊急時に受入れ可能な障がいの種類

(※ 緊急時の受入れ・対応機能を担う場合)

※「者」=18歳以上、「児」=18歳未満

		受入可	受入不可	備考（受入れ条件など）
身体障がい	視覚	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	聴覚又は平衡機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	音声、言語又はそしゃく機能	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	肢体不自由	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
	内部	<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
知的障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
精神障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
発達障がい		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	
医療的ケアを必要とする方		<input type="checkbox"/> 者 <input type="checkbox"/> 児	<input type="checkbox"/>	

その他受入れ可能な障がい	種別		備考	
	種別		備考	
	種別		備考	

○当事業所への緊急時受入れ要請に関する備考・留意事項（自由記述）

市川市地域生活支援拠点等廃止届出書

年 月 日

市川市長

申請者 所在地
名称
代表者

市川市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての廃止を届け出ます。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒

※ 添付書類

- ・ 運営規程案

市川市地域生活支援拠点等登録通知書

年 月 日

様

市川市長

印

年 月 日にあった地域生活支援拠点等届出について、次のとおり市川市の地域生活支援拠点等として位置付け、市川市地域生活支援拠点等一覧表に登録しましたので、通知します。

事業者名	
事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
位置付けた日	
地域生活支援拠点等として担う機能	

市川市地域生活支援拠点等変更登録通知書

年 月 日

様

市川市長

印

年 月 日にあった地域生活支援拠点等変更届出について、次のとおり市川市の地域生活支援拠点等として位置付け、市川市地域生活支援拠点等一覧表に登録しましたので、通知します。

事業者名	
事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
位置付けた日	
地域生活支援拠点等として担う機能	

市川市地域生活支援拠点等廃止通知書

年 月 日

様

市川市長

印

次のとおり市川市の地域生活支援拠点等としての位置付けを廃止しましたので、通知します。

事業者名	
事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
位置付けを廃止した日	

市川市地域居住支援体制強化推進加算 記録書兼報告書
 (自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援関係)

【事業所情報】

事業所名	
事業所所在地	
報告者名、連絡先	- -

【利用者情報】

利用者氏名 (よみがな)	()
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
利用サービス	

共同支援に係る会議及び協議会への報告について本人同意を得ている

【共同支援に係る会議について】

開催年月日	年 月 日 ()
開催時間	
開催場所	
出席者 (所属・サービス名・職種・氏名)	
利用者への説明及び指導等の内容	

【説明及び指導等の具体的な内容】

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策 (提案等を含む)	
④地域課題・ニーズの現状	

【その他 (特記事項)】

--

<以下、自立支援協議会に報告後に記載>

【報告状況】

報告した協議会名	
報告年月日	年 月 日
報告者氏名	

【自立支援協議会での意見】

--

【課題に対して協議したこと及び今後の取組】

--

【報告後の所感】

--

市川市地域体制強化共同支援加算 記録書兼報告書

【事業所情報】

計画相談支援事業所名	
作成した相談支援専門員氏名	
連絡先	

【利用者情報】

利用者氏名 (よみがな)	()
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
利用サービス	
支援が困難な点	

共同支援に係る会議及び協議会への報告について本人同意を得ている

【共同支援に係る会議について】

開催年月日	年 月 日 ()
開催時間	
開催場所	
出席者 (所属・サービス名・職種・氏名)	
開催目的 (複数選択可能・その他の場合下段 に具体的に記載)	

【会議の具体的な内容】

①利用者の支援の経過	
②利用者の支援上の課題	
③②の課題への対応策	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他 (特記事項)】

--

<以下、自立支援協議会に報告後に記載>

【報告状況】

報告した協議会名	
報告年月日	年 月 日
報告した相談支援専門員氏名	

【自立支援協議会での意見】

--

【課題に対して協議したこと及び今後の取組】

--

【報告後の所感】

--